



薬剤部
新島 亜梨沙



86. セルフメディケーションできていますか? ～一般用医薬品について～

＜セルフメディケーションとは＞

日々を健康に過ごすためには、自分自身が積極的に健康管理に関わることが大切です。そのために軽度な身体の不調は自分自身で手当てをする“セルフメディケーション”が注目されています。

この季節、喉が痛いなどちょっとした風邪を引いて、病院に行くまででもないけど…と思うことはありませんか？そんなとき、処方せんがなくても薬局・薬店、ドラッグストアなどで手に入れることができる「一般用医薬品」が役に立ちます。

＜一般用医薬品について＞

副作用や飲み合わせなどのリスクと情報提供の必要性によって、下記の4つに分類されます。

一般用医薬品の分類	対応する専門家	販売者から購入者への説明	インターネット販売
要指導医薬品※1	薬剤師	対面、書面での情報提供(義務)	不可
第1類医薬品		書面での情報提供(義務)	
第2類医薬品※2	薬剤師または登録販売者※3	努力義務	可
第3類医薬品		法律上の規定なし	

※1. 初めて一般用医薬品として市場に出たもの。一般用医薬品に含まれない場合もあります。

※2. 第2類医薬品のなかで特別の注意を要するものは、厚生労働省大臣により指定第2類医薬品に指定されています。

※3. 都道府県が実施する試験に合格した医薬品販売の専門家

＜一般用医薬品の分類と購入方法＞

薬局等で手に取る一般用医薬品がどの分類かは商品の外装に記載されています。第2、3類医薬品は誰もが手に取れる場所に陳列されており、購入することができます。しかし、要指導・第1類医薬品はカウンター内や鍵のかかった場所に陳列されているため、薬剤師が不在の場合は買うことができません。薬剤師から薬の使い方・飲み合わせ・副作用などの情報を受けることで購入することができます。安全に薬を使うために日頃からおくすり手帳などを利用し、常用している薬を薬剤師に提示できるようにしましょう。

＜セルフメディケーション税制＞

さて、皆さんの健康の維持増進と疾病の予防への取り組みとして、平成29年1月よりセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まることはご存じでしょうか？健康診断、がん検診や予防接種等を受けている人で、医療用から転用された要指導医薬品・一般用医薬品のうち、厚生労働省が定めた医薬品が対象です。対象の医薬品には右下のマークが使用されることとなっています。(詳しくは厚生労働省のHPで確認できます。)

対象医薬品を1年間で1万2千円を超えて購入した場合、超えた部分の金額について所得控除される(※上限あり)制度です。現行の医療費控除とは併用できませんが、自分で選択することができます。確定申告が必要となるため、対象医薬品を購入した際にはレシート(領収書)を保管しておくようにしましょう。上記以外にもさまざまな規定があるため、不明な点は薬剤師・登録販売者にお尋ねください。

自分の健康は自分で管理するとともに、薬に関しては薬剤師・登録販売者に相談して、ぜひセルフメディケーションを実践してみてください。

セルフメディケーション
税控除対象